

平成 24 年度 第 3 回 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会 会議録

日 時	平成25年3月18日（月） 10：00～12：00
会 場	芦屋市福祉センター 3階 会議室
出席者	委員長 神部 智司 委員 森川 太一郎，宮平 太，堺 孰，中野 久美子， 片山 恵美子，松矢 欣哲，上田 晴男 委員以外 脇 朋美，鶴 優子，津田 和輝，山岸 吉広 事務局 芦屋市地域福祉課 細井 洋海，吉川 里香，南 由優 芦屋市高年福祉課 奥村 享央，木野 隆，浅野 理恵子
会議の公表	公 開 非公開 部分公開  <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1 議題

- (1) 養介護施設従事者等虐待対応プロジェクトチームの報告
- (2) 平成 2 4 年度芦屋市権利擁護支援センター事業の報告
- (3) 平成 2 5 年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画について
- (4) その他

2 資料

事前資料

- 資料 1 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱
- 資料 2 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿
- 資料 3 平成 24 年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告
- 資料 4 芦屋市権利擁護支援センター2013（平成 25）年度事業計画（案）

当日資料

- 当日配布資料1 第2次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票（推進目標4）
- 当日配布資料2 芦屋市権利擁護支援センター事業への参画にともなう協議の経過
- 当日配布資料3 平成24年度芦屋市権利擁護支援センター事業への社会福祉協議会の「参画」状況
- 当日配布資料4 第6次芦屋市社会福祉協議会地域福祉計画における権利擁護の位置づけ
- 当日配布資料5 全国権利擁護支援ネットワークのパンフレット
- 当日配布資料6 第2次芦屋市地域福祉計画（概要版）
- 参考資料 平成23年度高齢者虐待の報告

3 審議内容

- (1) 養介護施設従事者等虐待対応プロジェクトチームの報告について  
（事務局 浅野）  
参考資料 平成 23 年度高齢者虐待の報告（兵庫県版） の説明

(事務局 奥村)平成24年に障害者虐待防止法が施行されましたが、高齢者虐待防止法は以前より施行されています。芦屋市は養護者による虐待防止に関するマニュアルはありましたが、施設従事者等による虐待防止に関するマニュアルはありませんでした。参考資料の県の報告によると、平成23年度の養護者による虐待件数約1,200件と比べ、施設従事者等による虐待は52件と少ないですが、虐待が起こった場合にフローがないと、対応が円滑にいかない可能性があります。そこで障害者虐待防止法の施行に伴い、高齢者に対する施設従事者等の虐待対応プロジェクトを平成24年度中に発足したいとの思いがあり、平成25年3月6日に第1回目のプロジェクト委員会を開催しました。

養介護施設従事者等虐待対応プロジェクトチームは、司法関係者で森川弁護士、権利擁護支援の関係者で脇氏、高齢者施設関係者でグループホーム、介護老人保健施設、特別養護老人ホームの3種類の施設関係者の方に参加いただいておりますが、養介護施設従事者は、施設に限ったことでなく、居宅サービスにも関連することですので、居宅サービス関係の従事者にもご参加いただく必要があると思います、委員1人をご指名いただきたいと思います。

(神部委員長)養介護施設従事者等虐待対応プロジェクト委員会では、片山委員にご参加いただくとの提案がありましたが、皆様、ご意見はありませんか。

ないようですので、片山委員、よろしくをお願いします。

(片山委員)よろしくをお願いします。

(神部委員長)今後、養介護施設従事者等虐待対応については、フローも含めて具体的にしていただきたいと思います。平成23年度の虐待の実態は数字で示されていますが、今後の進め方や考えられる課題について教えてください。

(事務局 奥村)養護者による虐待では、事実確認の結果、通報件数中7割が虐待と認められていますが、施設従事者等による虐待は、通報件数中、虐待が認められたのは2割です。施設従事者等による虐待の防止に関する課題は主に2点で、1点は状況確認が難しい点、もう1点は施設の指定権者は県なので、支援体制を県と合同にすべきかどうかという点です。

(片山委員)平成22年度、23年度に、芦屋市での施設従事者等による虐待通報があったものの事実は無いと判断したとのことでしたが、誰からの通報でしたか。

(事務局 奥村)2件とも、同じ施設で働く、他の従事者からでした。施設には協力をいただき、ヒアリングを行いました。

(片山委員)施設従事者等による虐待は、虐待される側が複数になる危険があるため、対応する必要性は高いですね。

(神部委員長)施設従事者等による虐待の通報が上がってこない背景としては、早期発見、早期対応からの防止という点は未対応であることだと思います。一次対応を考えるなら、高齢者虐待防止法第20条にもあるように、職員の不適切なケアがどのようなものを意識づけする研修等ができていれば、通報件数の増加に繋がるのではないのでしょうか。

(事務局 奥村)今年度は、精道高齢者生活支援センターの基幹的業務担当が主催となって、初めて施設従事者等の虐待防止に関する研修を行いました。今後も続けていく予定です。

(神部委員長) 職場の中で、労働環境やその他のストレスなど、職員のストレスマネジメントができていないかを含めた、未然防止、一次対応についても検討課題に加えていただきたいと思います。

(堺委員) 施設従業者等による虐待が起こると、その組織が責められてバーンアウトし、職員が疲弊してしまいます。職員がやりがいを見出せるような、職員のやる気に繋がるような体制が必要です。

(神部委員長) マニュアル作成では、幅広い観点での検討をお願いします。

## (2)平成24年度芦屋市権利擁護支援センター事業の報告

(事務局 脇)

事前資料3 平成24年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告 の説明

(神部委員長) ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

(松矢委員) 成年後見申立支援の件数は、延べ人数、実人数のどちらでしょうか。

(事務局 脇) 実人数です。

(森川委員) 成年後見申立支援で、後見人になられている親族の方からの相談はありますか。

(事務局 脇) ありません。自分が後見人になりたいという方の相談が多いです。

(片山委員) 権利擁護支援者養成研修に関して、受講者が平成22年度の42名、平成23年度の54名に比べ、24年度は28名と受講者が少ないですが、どういう事情があるのでしょうか。

(事務局 細井) 平成22年、23年は、権利擁護支援という点で芦屋市は先駆的に権利擁護支援センターを設置したことから、権利擁護支援者養成研修についても、市内市外を問わず受け入れていましたが、ここ数年で宝塚市等の近隣3市が権利擁護支援センターを開設していますので、24年度の受講者は芦屋市在住、在勤者に限定して募集したことによるものと考えています。

(神部委員長) 介護相談員の登録も増やしていただきたいですね。今月中旬に開催された会議では、どのような話し合いがありましたか。

(事務局 脇) 介護相談員の中には、自分の役割をなかなか見出せずに、「自分は何のために行くんだろう」、「活動の意義がよく分からない」と訴えられていました。少しずつ慣れてこられていますが、みなさん手探り状態であり、受け入れ施設側も介護相談員の意義の捉え方や活動状況がバラバラで足並みが揃っていない印象も持たれています。中間会議を経てやっと活動の意義が分かってきたとの声がありました。また、介護相談員は増やしていく予定にしております。

(神部委員長) 今後も、介護相談員の登録者の増加と、登録済みの方のフォローの2点を、しっかりおさえていただきたいと思いますね。

(事務局 脇) 後見活動支援員も増加させていきたいです。来年度はそういう方のフォローアップ研修の開催を考えています。

(神部委員長) 生活支援員とはどのような活動をするのでしょうか。

(事務局 脇) 福祉サービス援助事業の支援員のことですが、金銭に関係する活動のため、依頼することが難しく、今年度の支援員の活動は0名です。今後は金銭の授受だけでなく、生活面の支援にも入っていただけるよう、整備していきたい

と考えています。

(3)平成25年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画について

当日配布資料1 第2次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票（推進目標4）

当日配布資料2 芦屋市権利擁護支援センター事業への参画にともなう協議の経過

当日配布資料3 平成24年度芦屋市権利擁護支援センター事業への社会福祉協議会の「参画」状況

当日配布資料5 全国権利擁護支援ネットワークのパンフレット

当日配布資料6 第2次芦屋市地域福祉計画（概要版） の説明

（事務局 細井）平成25年度以降はPASネットと社会福祉協議会が共同し権利擁護支援について取り組んでいきます。そのため、今年度は、権利擁護支援センター事業受託準備委員会を設置し、PASネット、社会福祉協議会、行政で話し合いを行ってきました。

また、芦屋市は平成24年から25年の第2次地域福祉計画で7つの推進目標を定め、その中のひとつとして、権利を守る取り組みを充実することを掲げています。このような標記は、他市には見られず、芦屋市の地域福祉計画の特徴であると思っています。

（事務局 山岸）

当日配布資料4 第6次芦屋市社会福祉協議会地域福祉計画における権利擁護の位置づけ について説明

（上田委員）

事前配布資料4 芦屋市権利擁護支援センター2013（平成25）年度事業計画（案）

当日配布資料5 全国権利擁護支援ネットワークのパンフレット の説明

（神部委員長）ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

（片山委員）権利擁護支援センターの専門相談には、社会福祉協議会の方は毎回参加するのですか。

（事務局 細井）事業としても受託をしていただくこととなりますので、権利擁護支援センターの方と共同で相談に入っていたり、相談内容によって役割分担をしていただくことになるかと思えます。

（片山委員）当日資料4で、社会福祉協議会が具体的に取り組むこととして、ケース会議に出席とありますが、これは何を指しているのでしょうか。

（宮平委員）住民の方から虐待通報があった場合に、通報者へのフィードバックすること、住民の方に何か関わっていただく際の役割の確認をできればと思っています。

（事務局 細井）アンケート調査などから、権利擁護支援センターの存在は住民にはまだまだ周知できていないことが分かりましたが、支援者には浸透しており、民生委員の方から「課題解決のために支援者会議を開催してほしい」との要請があると聞いています。そのような時に社会福祉協議会の方にもケース会議に出席してもらい、住民の方にどんなニーズがあるのか、どのような力を発揮していただけるのかを確認していただき、また次の案件に応用できればと考えています。

（堺委員）今回、社会福祉協議会が権利擁護支援センター事業を受託することで、社会福祉協議会の職員の過重労働が危惧されます。行政には、担い手が潰れない

ように配慮していただきたい。また、権利擁護についての各事業所職員のスキルアップに努めていただきたい。自立支援協議会の会長をしている身としては、自立支援協議会の実務者会議を活用していただくと実行性が高いと思います。

(事務局 細井) 人を育てる体制や、人が疲弊しない体制を作ることは十分配慮したいと考えています。新年度になれば、権利擁護支援センター運営委員会や権利擁護支援システム推進委員会で権利擁護支援センターの体制や予算についてはお示しする予定にしております。予算に関しては、今年度は2,000万円で契約させていただきましたが、次年度は若干上乘せしています。また、自立支援協議会の実務者会での研修の話はありがたいご提案です。どのフィールドで効果的に研修するかはまた詰めてまいりたいと思います。

また、今年度は、市職員向けに認知症サポーター養成講座を開催し、約70名の職員が参加し、毎年受けたいなどの声をいただき好評でした。オレンジリングをつける職員が増えるよう、今後もこの講座は定例的に行い、啓発していきたいと考えています。

(4) その他

(事務局 細井) 平成25年度の予定ですが、権利擁護支援システム推進委員会と権利擁護支援センター運営委員会は3回程度、養介護施設従事者等虐待対応プロジェクト会議は秋までの完成に向けて4回程度と考えております。よろしくお願いたします。

(神部委員長) 25年度も色んな取り組みがありますが、できるだけ多くのことができるように無理のない範囲内で取り組んでいきましょう。では、予定されていた議事は全て終了しました。委員のみなさま、ありがとうございました。

閉 会